

兵庫県公報

令和3年11月16日 火曜日 第260号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）	1
○ 救急病院の認定（同）	1
○ 土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 土地改良区役員の就任の届出（同）	2
○ 土地改良区役員の退任の届出（同）	2
○ 土地改良区の解散認可（同）	2
○ 林業種苗生産事業者の登録の失効（林務課）	3
○ 林業種苗生産事業者の登録証の記載事項の変更（同）	3
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	3
○ 平成16年兵庫県告示第780号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部 改正（建築指導課）	4
公 告	
○ 入札公告（環境政策課）	9
○ 同 上（同）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	14
○ 同 上（北播磨県民局）	14
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、 政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	14
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示（県立東播工業高等学校）	15

告 示

兵庫県告示第1185号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

令和3年11月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称 医療法人沖縄徳洲会 高砂西部病院
所在地 高砂市中筋1丁目10番40号
撤回年月日 令和3年9月30日

~~~~~

### 兵庫県告示第1186号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、新たに申出のあった1の医療機関及び申出（有効期限の更新）のあった2の医療機関を救急病院と認定した。

令和3年11月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名 称 医療法人徳洲会 高砂西部病院  
所在地 高砂市中筋1丁目10番41号  
認定年月日 令和3年10月1日  
認定の有効期限 令和6年9月30日

2 名 称 公益財団法人甲南会 甲南医療センター  
 所在地 神戸市東灘区鴨子ケ原1丁目5番16号  
 認定年月日 令和3年3月3日  
 認定の有効期限 令和6年3月2日

兵庫県告示第1187号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、令和3年10月18日に適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

令和3年11月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 事業名                       | 地区名  | 縦覧の期間                     | 縦覧の場所 |
|----------|---------------------------|------|---------------------------|-------|
| 内町土地改良区  | 県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業 | 内町地区 | 令和3年11月16日から<br>同年12月6日まで | 豊岡市役所 |

兵庫県告示第1188号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和3年11月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

東高室土地改良区

就任役員

| 役員の区分 | 氏名   | 住所               |
|-------|------|------------------|
| 理事    | 松尾義三 | 加西市北条町東高室706番地の1 |
| 同     | 富田正勝 | 同 市北条町東高室253番地の2 |
| 同     | 中野勝則 | 同 市北条町東高室13番地    |
| 同     | 中野由廣 | 同 市北条町東高室773番地   |
| 同     | 松尾博幸 | 同 市北条町東高室526番地の1 |
| 監事    | 山田勝  | 同 市北条町東高室54番地の1  |
| 同     | 高尾嘉宏 | 同 市北条町東高室1076番地  |

兵庫県告示第1189号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和3年11月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

三木市六ヶ井土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名   | 住所         |
|-------|------|------------|
| 理事    | 井上曉雄 | 三木市大村318番地 |

兵庫県告示第1190号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

令和3年11月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

|           |           |
|-----------|-----------|
| 土地改良区の名称  | 認可年月日     |
| 田原東部土地改良区 | 令和3年9月30日 |



**兵庫県告示第1191号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の林業種苗生産事業者の登録は、その者が生産事業を廃止したので失効した。

令和3年11月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 登録番号 | 生産事業者の氏名<br>又は名称及び住所                             | 生産事業の内容 |     |           |                   | 事業所の名称<br>及び所在地                     |
|------|--------------------------------------------------|---------|-----|-----------|-------------------|-------------------------------------|
|      |                                                  | 種 穂     |     | 苗 木       |                   |                                     |
|      |                                                  | 採 取     | 精 選 | 幼苗の<br>養成 | 幼苗以<br>外の苗<br>木養成 |                                     |
| 神17  | 公益社団法人 ひょうご農林機構<br>理事長 新岡 史朗<br>神戸市中央区中山手通5-7-18 | ○       |     | ○         | ○                 | 公益社団法人 ひょうご<br>農林機構 県南事務所<br>神崎郡福崎町 |



**兵庫県告示第1192号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第16条第2項の規定により、次の林業種苗生産事業者の登録証の記載事項を変更した。

令和3年11月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

|   | 登録<br>番号 | 生産事業者の氏名<br>又は名称及び住所                     | 生産事業の内容 |     |           |                   | 事業所の名称<br>及び所在地         |
|---|----------|------------------------------------------|---------|-----|-----------|-------------------|-------------------------|
|   |          |                                          | 種 穂     |     | 苗 木       |                   |                         |
|   |          |                                          | 採 取     | 精 選 | 幼苗の<br>養成 | 幼苗以<br>外の苗<br>木養成 |                         |
| 新 | 和332     | 朝来森林組合<br>代表理事組合長 秋山 武<br>朝来市多々良木213-11  | ○       |     | ○         | ○                 | 生産事業者の氏名又は<br>名称及び住所に同じ |
| 旧 | 和332     | 朝来森林組合<br>代表理事組合長 井上 利之<br>朝来市多々良木213-11 | ○       |     | ○         | ○                 | 同                       |



**兵庫県告示第1193号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、三田市福島土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

令和3年11月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日  
 組 合 の 名 称 三田市福島土地区画整理組合  
 事務所の所在地 三田市三輪二丁目1番1号（三田市役所内）  
 設立認可の年月日 平成28年8月25日

2 届出の内容

|       | 氏 名     | 住 所         |
|-------|---------|-------------|
| 理 事 長 | 辻 正 明   | 三田市福島236番地  |
| 副理事長  | 北 垣 勝   | 同 市福島343番地3 |
| 同     | 嶋 利 英 昭 | 同 市福島229番地  |
| 同     | 面 中 舜   | 同 市福島162番地  |
| 理 事   | 八 長 秀 夫 | 同 市福島250番地  |
| 同     | 福 田 宗一郎 | 同 市池尻64番地   |
| 同     | 南 中 弘   | 同 市福島156番地  |



兵庫県告示第1194号

平成16年兵庫県告示第780号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

令和3年11月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

表（福崎町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。

表（福崎町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

| 名称及び条例別表第3の該当区分     | 区 域                                                                            | 建築物の用途                                               | 指定年月日<br>(変更年月日)                            |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 西大貫地区<br>条例別表第3の3の項 | 神崎郡福崎町大貫字門田、字藤井、字竹ノ後、字堂ノ前、字室ノ尾、字奥谷、字辻島、字前谷、字葉加ノ木及び字山王の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。） | 平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第3の1の項に規定する建築物 | 平成16年6月11日<br>(平成28年10月7日)<br>(平成30年10月12日) |
|                     | 神崎郡福崎町大貫字堂ノ前、字室ノ尾、字門田、字前谷及び字葉加ノ木の各一部で別図に示す区域                                   | 旧条例別表第3の2の項に規定する建築物                                  |                                             |
|                     | 神崎郡福崎町大貫字竹ノ後及び字藤井の各一部で別図に示す区域                                                  | 旧条例別表第3の4の項に規定する建築物                                  |                                             |
| 長目地区<br>条例別表第3の3の項  | 神崎郡福崎町南田原字下向イ田、字南中才、字北中才、字柳田、字長目、字前田及び字太妻の各一部で別図に示す区域                          | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物                                  | 平成19年1月9日<br>(平成28年11月1日)                   |
| 中島地区<br>条例別表第3の3の項  | 神崎郡福崎町南田原字中島、字五合堂、字寺居、字中蔵ノ北、字山ノ下、字山ノ東、字下野林、字高野、字南高野及び字下野田坪の各一部で別図に示す区域         | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物                                  | 平成19年1月9日<br>(平成28年11月1日)                   |

|                         |                                                                                                |                     |                           |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------------|
| 西光寺地区<br>条例別表第3の3<br>の項 | 神崎郡福崎町南田原字坂ノ垣内の全部並びに字北ノ垣内、字西ノ垣内、字前田坪、字佐近屋敷、字山ノ東、字焼堂、字西光寺、字平田、字南野畑及び字蓮池新田の各一部で別図に示す区域           | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物 | 平成19年1月9日<br>(平成28年11月1日) |
| 八反田地区<br>条例別表第3の3<br>の項 | 神崎郡福崎町南田原字歳ノ木、字西垣内、字岸ノ上、字神東ノ木、字八反田及び字前田の各一部で別図に示す区域                                            | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物 | 平成19年1月9日                 |
| 吉田地区<br>条例別表第3の3<br>の項  | 神崎郡福崎町南田原字吉田、字丁田、字東角、字川田、字前田筋、字水通り及び字西ノ甲の各一部で別図に示す区域                                           | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物 | 平成19年1月9日                 |
| 西野地区<br>条例別表第3の3<br>の項  | 神崎郡福崎町南田原字西野々新田、字吉田、字北野畑、字蓮池新田及び字焼堂の各一部で別図に示す区域                                                | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物 | 平成19年1月9日                 |
| 井ノ口地区<br>条例別表第3の3<br>の項 | 神崎郡福崎町西田原字西保喜山、字東保喜山、字上ノ畑ケ、字神崎、字東市場、字西市場、字三悪、字上大明寺、字西廣畑及び字クロ垣内の各一部で別図に示す区域                     | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物 | 平成19年1月9日<br>(平成28年11月1日) |
| 北野地区<br>条例別表第3の3<br>の項  | 神崎郡福崎町西田原字小谷、字北廣岡、字道垣内、字東新田及び字西新田の各一部並びに東田原字福壽及び字寺西の各一部で別図に示す区域                                | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物 | 平成19年1月9日                 |
| 大門地区<br>条例別表第3の3<br>の項  | 神崎郡福崎町東田原字南屋敷の全部並びに字通り堂、字東通り堂、字垣内田、字池ノ下、字西フロ尾、字東フロ尾、字皿池ノ下、字池田、字山ノ上、字中屋敷、字北屋敷及び字岡ノ上の各一部で別図に示す区域 | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物 | 平成19年1月9日                 |
| 大門地区<br>条例別表第3の6<br>の項  | 神崎郡福崎町東田原字池ノ下の一部で別図に示す区域                                                                       | 旧条例別表第3の8の項に規定する建築物 | 平成30年7月6日                 |
| 加治谷地区<br>条例別表第3の3       | 神崎郡福崎町東田原字フロ屋、字中所、字東所、字三本松、字宮ノ下打越、字前田及び字妙徳山の各一部で別図に示す区域                                        | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物 | 平成19年1月9日<br>(平成30年7月6日)  |

|                     |                                                                                                                                              |                     |                                          |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------------------------------------------|
| の項                  | 神崎郡福崎町東田原字三本松及び字前田の各一部で別図に示す区域                                                                                                               | 旧条例別表第3の2の項に規定する建築物 |                                          |
| 亀坪地区<br>条例別表第3の3の項  | 神崎郡福崎町東田原字森本の一部で別図に示す区域                                                                                                                      | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物 | 平成19年1月9日                                |
| 南大貫地区<br>条例別表第3の3の項 | 神崎郡福崎町大貫字西ノ垣内、字ユウラ、字小角、字長谷、字大年谷、字南垣内、字宮ノ前、字ハサコ、字田中、字ドウド、字下り、字谷、字和田、字ツゾメ、字蓮池新、字新田、字宮ノ前及び字西ヶ原の各一部で別図に示す区域                                      | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物 | 平成19年1月9日<br>(平成30年10月12日)<br>(令和2年6月9日) |
|                     | 神崎郡福崎町大貫字西ノ垣内及び字下りの各一部                                                                                                                       | 旧条例別表第3の2の項に規定する建築物 |                                          |
| 東大貫地区<br>条例別表第3の3の項 | 神崎郡福崎町大貫字万之前、字岡ノ端、字谷之内西、字前田、字奥之山、字谷之内東、字倉谷、字足谷、字山田、字石引、字石引ノ東、字石引ノ西、字東田及び字藤井の各一部で別図に示す区域                                                      | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物 | 平成19年1月9日<br>(平成30年10月12日)               |
| 余田地区<br>条例別表第3の3の項  | 神崎郡福崎町八千種字西垣内、字東垣内及び字塚本の全部並びに字上春賀、字井ノ尻、字御領所、字出口、字後口田、字北垣内、字老反所、字薬師堂、字廣野、字観音堂、字堂ノ下、字宮池澤、字東垣内、字奥垣内、字オヶ原、字上下代及び字川西の各一部で別図に示す区域                  | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物 | 平成19年1月9日                                |
| 小倉地区<br>条例別表第3の3の項  | 神崎郡福崎町八千種字南池澤、字大西山、字小倉邸垣内、字上ノ山、字新兵衛谷、字皿池尻、字村下及び字大坪の各一部で別図に示す区域                                                                               | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物 | 平成19年1月9日<br>(平成28年11月1日)                |
| 庄地区<br>条例別表第3の3の項   | 神崎郡福崎町八千種字出口、字奥垣内、字東垣内、字大坪、字モミヂ、字前垣内、字角後、字前川、字古屋敷、字北狭、字北代、字井ノ尻、字宮之池澤、字野畑、字野林、字下野田、字西野、字上野畑、字野際、字上野田、字西ヶ首、字西光寺野、字向野、字平林、字奥畑及び字小鶴池の各一部で別図に示す区域 | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物 | 平成19年1月9日<br>(平成30年7月6日)                 |

|                     |                                                                                                                                                                        |                     |                            |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|----------------------------|
|                     | 神崎郡福崎町八千種字前川、字角後及び字前垣内の各一部で別図に示す区域                                                                                                                                     | 旧条例別表第3の2の項に規定する建築物 |                            |
| 鍛冶屋地区<br>条例別表第3の3の項 | 神崎郡福崎町八千種字前川、字裏垣内、字前垣内、字上前田、字下前田、字南ノ下、字代ノ岡、字上野畑、字上川向及び字西野の各一部で別図に示す区域                                                                                                  | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物 | 平成19年1月9日<br>(平成28年11月1日)  |
| 馬田地区<br>条例別表第3の3の項  | 神崎郡福崎町西治字東野添の全部並びに字下野添、字二反田及び字北野添の各一部、福崎新字中島の一部、馬田字西山筋の一部並びに福田字中筋の一部で別図に示す区域                                                                                           | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物 | 平成19年1月9日<br>(平成28年11月1日)  |
| 山崎地区<br>条例別表第3の3の項  | 神崎郡福崎町山崎字清水、字才ノ神、字萬宝庵、字大將軍、字北垣内、字寺裏、字立石及び字分木の全部並びに字朝谷、字西山所、字カマエ、字地藏垣内、字北山、字庵ノ下、字コモイケ、字下ノ坂、字四ノ田、字松田、字川田、字福井、字大塚、字堂垣内、字前田、字川端及び字丁田の各一部並びに福田字東大谷、字トトカハナ及び字西田黒の各一部で別図に示す区域 | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物 | 平成19年1月9日<br>(平成30年10月12日) |
| 福田地区<br>条例別表第3の3の項  | 神崎郡福崎町福田字ヲコシヤスミの全部並びに字大野、字焼小豆、字大將軍、字無量寺、字トユノモト、字下ノ川、字前垣内、字中垣内、字上垣内、及び字池ノ段の各一部並びに高岡字川端の一部で別図に示す区域                                                                       | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物 | 平成19年1月9日<br>(平成30年7月6日)   |
|                     | 神崎郡福崎町福田字焼小豆の一部で別図に示す区域                                                                                                                                                | 旧条例別表第3の2の項に規定する建築物 |                            |
| 板坂地区<br>条例別表第3の3の項  | 神崎郡福崎町高岡字東山ノ下の全部並びに字三谷口、字辻之内、字西垣内、字東垣内、字竹之内、字松尾、字宮ノ前、字鳥ノ岡、字下林、字フシ原、字フシ原垣内、字土山、字赤佐、字東山及び字東山上の各一部で別図に示す区域                                                                | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物 | 平成19年1月9日<br>(平成30年7月6日)   |

|                        |                                                                                                                                                                           |                          |                                          |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|------------------------------------------|
| 桜地区<br>条例別表第3の3<br>の項  | 神崎郡福崎町高岡字竹之後、字中垣内、字岸ノ下、字東畑、字梨ノ木、字狐塚、字苗代田及び字孫八の各一部で別図に示す区域                                                                                                                 | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物      | 平成19年1月9日<br>(平成30年7月6日)                 |
|                        | 神崎郡福崎町高岡字梨ノ木、字東畑及び字苗代田の各一部で別図に示す区域                                                                                                                                        | 旧条例別表第3の2の項に規定する建築物      |                                          |
| 長野地区<br>条例別表第3の3<br>の項 | 神崎郡福崎町高岡字下々通の全部並びに字宮ノ東、字四十田、字大道東、字宮ノ西、字大浦、字薬師山、字村中、字上垣内、字桜元及び字大谷の各一部で別図に示す区域                                                                                              | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物      | 平成19年1月9日<br>(平成28年11月1日)                |
| 神谷地区<br>条例別表第3の3<br>の項 | 神崎郡福崎町高岡字大浦、字桜元、字南八王子、字北八王子、字北垣内、字宮ノ西、字構、字前岡、字前田及び字薬師山の各一部で別図に示す区域                                                                                                        | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物      | 平成19年1月9日<br>(平成28年11月1日)                |
| 西谷地区<br>条例別表第3の3<br>の項 | 神崎郡福崎町西治字梨ヶ坪、字前田、字宮ノ西、字加尻、字大塚、字向井田、字團次、字米山、字奥ノ谷、字垣内谷、字白輪、字五郎ヶ谷、字切谷、字ミク下及び字高田の各一部で別図に示す区域                                                                                  | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物      | 平成19年1月9日<br>(平成30年10月12日)               |
| 西谷地区<br>条例別表第3の9<br>の項 | 西治字権現谷及び爺谷の各一部                                                                                                                                                            | 旧条例別表第3の5の項及び8の項に規定する建築物 | 平成30年10月12日                              |
| 西治地区<br>条例別表第3の3<br>の項 | 神崎郡福崎町西治字上代及び字中荘の全部並びに字南荘、字片山、字平山、字宮ノ下、字志水田、字五反畑ヶ、字北川、字上荘、字田中、字下代ノ上ミ、字下代ノ下モ、字南谷、字北ノ岡、字畑ヶ田、字中村、字北野添、字下野添、字赤坂、字宗四郎谷、字三味谷、字数叶ノ西、字数叶ノ東、字東新田、字中新田及び字下新田の各一部並びに福田字宮前の一部で別図に示す区域 | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物      | 平成19年1月9日<br>(平成30年7月6日)<br>(令和3年11月16日) |
|                        | 神崎郡福崎町西治字中新田の一部で別図に示す区域                                                                                                                                                   | 旧条例別表第3の2の項に規定する建築物      |                                          |
| 西治地区<br>条例別表第3の9<br>の項 | 神崎郡福崎町西治字東新田及び字市川端の各一部で別図に示す区域                                                                                                                                            | 旧条例別表第3の5の項及び8の項に規定する建築物 | 平成30年7月6日                                |



|                        |                                                                                                               |                     |                                            |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|--------------------------------------------|
| 高橋地区<br>条例別表第3の3<br>の項 | 神崎郡福崎町高橋字西竹ノ下及び字南谷の全部並びに字東竹ノ下、字笠目、字中尾、字橋ノ本、字北山城、字山城、字大畑ケ、字上ノ山、字峠、字北山ノ上及び字細谷の各一部並びに西治字桑谷東、字操谷及び字拝尾の各一部で別図に示す区域 | 旧条例別表第3の1の項に規定する建築物 | 平成19年1月9日<br>(平成28年11月1日)<br>(平成30年10月12日) |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|--------------------------------------------|

公 告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年11月16日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 調達内容

- (1) 調達する物品等の名称及び数量  
 兵庫県森林動物研究センターほか1施設で使用する電気（再生可能エネルギー100%）  
 予定数量204,777キロワット時／年
- (2) 調達案件の仕様等  
 契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間  
 仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり
- (4) 履行場所  
 仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。  
 （入札参加資格審査窓口）  
 兵庫県出納局管理課 電話（078）341-7711 内線4936
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けて

いない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話 (078) 341-7711 内線3358

### 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

#### (1) 交付期間

令和3年11月16日(火)から同年12月2日(木)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

#### (2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課  
電話 (078) 341-7711 内線3358

### 4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間等

#### (1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

令和3年11月17日(水)から同年12月2日(木)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

#### (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

#### (3) 開札の日時及び場所

日時 令和3年12月17日(金)午前9時30分から  
場所 兵庫県庁西館4階農政環境部会議室(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

#### (4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和3年12月16日(木)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

### 5 その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年12月15日(水)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき(入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。)

#### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

#### (4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和3年12月2日(木)午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

#### (5) 入札に関する条件

- ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。
- イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- エ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。
- カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。
- キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者
- コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。
- (6) 入札の無効
- 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
- 要作成
- (8) 落札者の決定方法
- 入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他
- 詳細は、入札説明書による。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年11月16日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 調達内容

- (1) 調達する物品等の名称及び数量
- 淡路家畜保健衛生所ほか1施設で使用する電気（再生可能エネルギー30%以上）
- 予定数量91,610キロワット時／年
- (2) 調達案件の仕様等
- 契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間
- 仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり
- (4) 履行場所
- 仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり
- (5) 入札方法
- 落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110

分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局管理課 電話（078）341-7711 内線4936

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

（環境配慮方針に基づく判定窓口）

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話（078）341-7711 内線3358

## 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

- (1) 交付期間

令和3年11月16日（火）から同年12月2日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課  
電話（078）341-7711 内線3358

## 4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間等

- (1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

令和3年11月17日（水）から同年12月2日（木）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

- (3) 開札の日時及び場所

日時 令和3年12月17日（金）午前11時から

場所 兵庫県庁西館4階農政環境部会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

- (4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和3年12月16日（木）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年12月15日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年11月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町南野添一丁目127番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市飾磨区清水126番地1 モンテビラしかま4-B号室  
藪内節也
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和3年9月2日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-15号（3播磨）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年11月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
小野市天神町字寺ノ西793番、794番、813番1、813番2、815番1、816番、817番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号  
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和3年9月27日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-2-2号（3小野）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第124号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、指定した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年11月16日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂則本

表養父市の項中

「

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 農林漁家・女性若者等活動促進施設 | 養父市鶴縄 411 |
|------------------|-----------|

」

を

「

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 農林漁家・女性若者等活動促進施設 | 養父市鶴縄 411      |
| 養父市立やぶ市民交流広場     | 養父市八鹿町八鹿 538-1 |

」

に改める。

## 教育委員会公告

## 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年11月16日

契約担当者

兵庫県立東播工業高等学校長 川西 一 樹

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
ターニングセンター式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
兵庫県立東播工業高等学校 加古川市東神吉町神吉1748-1
- 3 落札者を決定した日  
令和3年10月29日
- 4 落札者の名称及び住所  
関東物産株式会社兵庫営業所 神戸市西区見津が丘1-6-1
- 5 落札金額  
35,620,000円(税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和3年9月17日